

介護保険課からのお知らせ

問 介護保険課
(内線2745)



介護保険料

令和4年度決定通知書を7月中旬に発送します。新型コロナウイルス感染症により収入が減少したことで要件に該当する場合は、介護保険料の免除または減額を行います。詳しくは、決定通知書の同封物および市WEBを確認してください。

介護保険負担割合証

介護保険の認定を受けている人に、8月からの負担割合証を7月下旬に発送します。申請は不要です。

介護保険サービス利用の負担軽減

① 訪問介護等利用者負担額減額認定

市の事業として、訪問介護などの20種類の居宅サービスの本人負担の一部を助成します。8月～令和5年7月利用分の減額対象

は表1のとおりです。

② 介護保険負担限度額認定

介護施設利用サービス(※)の食費・居住費(滞在費)の本人負担額の一部を助成します。8月～令和5年7月利用分の負担限度額対象者は表2の利用者負担段階の他、次の二つの要件をいずれも満たす人です。

- 本人と世帯全員が非課税であること
- 住民票上世帯が異なる配偶者(内縁・長期別居者を含む)がいる場合は、配偶者が非課税であること

※介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設(療養型病床など)、介護医療院、短期入所生活介護(福祉施設でのショートステイ)、短期入所療養介護(医療施設などでのショートステイ)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

①② 共通事項

認定の期間…申請のあった月の初日から
手続き…令和3年中の所得状況で8月からの対象者が決まりますので、引き続き対象に

なる人には、7月中旬に勧奨通知を送ります。8/1(月)から有効の認定証が必要な人は、8/31(水)(必着)までに直接、または郵送で〒344-8577(所在地不要)春日部市役所1階介護保険課へ申請してください。受け付け後、順次認定証を発行します

③ 社会福祉法人の利用者負担軽減

あらかじめ軽減を行う届け出をした社会福祉法人が行う「訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)における施設サービス等」を利用する人で、特に生計が困難な場合は、市が発行する減額認定証を提示することで負担の軽減を図る制度があります。

減額認定証が必要な人は、軽減の対象施設になるかを利用する事業所に確認した上で、同課へ申請してください。

表1 訪問介護等利用者負担額減額認定の対象

対象者	本人と世帯全員が市町村民税非課税 (世帯基準日は4/1。生活保護受給者を除く)		
	第1段階: 老齢福祉年金受給者	第2段階: 本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	第3段階: 第1段階、第2段階に該当しない人
減額割合	一割負担額の50%	一割負担額の25%	
対象の居宅サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具の貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、居宅療養管理指導、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス、基準緩和訪問型サービスA、基準緩和通所型サービスA		

表2 介護保険負担限度額および対象者

利用者負担段階	対象者		食費(1日当たり)	居住費(滞在費)
	合計収入など	預貯金など		
第1段階	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者	単身: 1千万円以下 夫婦: 2千万円以下	300円	0円～820円
第2段階	本人の合計所得金額と課税年金収入額・非課税年金収入額の合計が80万円以下	単身: 650万円以下 夫婦: 1,650万円以下	施設: 390円 短期入所: 600円	370円～820円
第3段階①	本人の合計所得金額と課税年金収入額・非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下	単身: 550万円以下 夫婦: 1,550万円以下	施設: 650円 短期入所: 1,000円	370円～1,310円
第3段階②	本人の合計所得金額と課税年金収入額・非課税年金収入額の合計が120万円超	単身: 500万円以下 夫婦: 1,500万円以下	施設: 1,360円 短期入所: 1,300円	370円～1,310円

▶施設の定める食費・居住費(滞在費)が基準費用額を超える場合は対象となりません
▶居住費(滞在費)は、部屋の種類により異なります

国民健康保険課からのお知らせ

問 国民健康保険課 保険税(内線2789)、限度額適用認定証(内線2785)

国民健康保険税

令和4年度納税通知書を7月中旬に発送します。新型コロナウイルス感染症により収入が減少したことで、国民健康保険税の減免が受けられる場合があります。詳しくは、納税通知書の同封物および市WEBを確認してください。

納付が困難なときは早めの相談を

会社の都合で職を失った人の保険税を軽減する制度があります。ハローワークで発行される雇用保険受給資格者証を持参の上、申告の手続きをしてください。

対象 ▶ 離職時の年齢が65歳未満で、雇用保険受給資格者証にある「12. 離職理由」欄のコードが11・12・21・22・23・31・32・33・34のいずれかに該当する人

※災害など特別な事情により納付が困難なときは、減免や分割納付などが認められる場合があります

限度額適用認定証

／限度額適用・標準負担額減額認定証

有効期限は7/31(日)です。引き続き認定証を利用する人は申請してください。

※医療機関での支払いを自己負担限度額までに抑えるもの

持ち物 ▶ 国民健康保険被保険者証、個人番号(マイナンバー)が分かるもの、別世帯の人が手続きを行う場合は委任状と代理の人の本人確認できるもの

申請 ▶ 7/25(月)以降、市役所1階国民健康保険課、または庄和総合支所2階福祉・健康保険担当へ申請してください

注意事項

- 世帯の国民健康保険被保険者全員の所得の申告が必要です。所得がない場合も「所得なし」の申告をしてください
- 国民健康保険税を滞納していると発行できません

水道メーターの取り換え作業に協力を

問 施設管理課(内線4310)

水道水の使用量を正確に計量するため、計量法に基づく水道メーターの取り換えを行います。取り換え対象となる家庭・会社などには事前にお知らせを配布し、市が委託する市指定給水装置工事事業者が作業に伺います。

作業期間 ▶ 8月～令和5年2月

作業地区 ▶ 市内全域

水道メーターの周囲に障害物があると作業に支障が出る場合がありますので、事前に移動するなどご協力をお願いします。

